JAからつ 行動計画

~女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法に基づくもの~

男女差なく全職員が活躍でき、仕事と家庭の両立ができる労働環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

- 1. 計画期間 令和5年4月1日 ~ 令和7年3月31日 までの2年間
- 2. 目標と取組内容・実施時期

目標1 (職業生活に関する機会の提供に関する目標)

係長以上に占める女性割合を21%以上とする

<実施時期・取組内容>

- ・令和5年9月~ 男女ともに係長以下の職員と直属の課長とのフォローアップを兼ねたヒアリングの実施。(年2回)
- 令和5年10月~ 男女ともにキャリア形成支援による階層別 Off-JT 参加への働き掛け。

目標2 (職業生活と家庭生活との両立に関する目標)

男性職員の育児休業取得率を7%以上とする

<実施時期・取組内容>

- ・ 令和 5 年度 ~ 全職員への育休制度の周知。
- 令和5年4月~ 配偶者が出産した(する)男性職員へ育児休業に関する案内を個別送付。

目標3(次世代育成支援対策推進法に関する目標)

小学校就学前の子を持つ職員が利用できる時差出勤制度の継続的周知を図る

<実施時期・取組内容>

• 令和5年4月~ 全職員へ希望すれば取得可能である時差出勤制度の周知。

育児休業を終えた職員へ制度の個別案内。